

令和8年5月29日

沖縄県知事 玉城デニー殿

通告者：仲村 寛
沖縄県那覇市
連絡先：080-

被害者無き差別認定の根拠等に関する公開質問状

拝啓

貴職におかれましては、時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

私は、適正な意見陳述（弁明）を行うにあたり、沖縄県行政手続条例第28条で定められた不利益処分根拠となる事実の「不提示」をカバーするため、貴庁に対し公文書開示請求を提出してまいりました。しかし、貴庁はこれらの全てを「存否応答拒否」等の手法で遮断し、行政としての説明責任を放棄しています。適正な行政手続とは、住民の防御権の行使を前提とした情報の透明性があって初めて成立するものです。情報を秘匿し、弁明の機会を実質的に形骸化させている現状に対し、地方自治の最高責任者である貴職に、行政の透明性と法的な論拠を直接問うべく、以下の通り公開質問状を提出いたします。

記

1. 手続きの違法状態に対する認識について

私は4月22日付の通告状にて、意見陳述通知（こ女第899号）における「根拠事実の教示義務違反」および「期限の逆転による防御権の剥奪」等の違法状態を指摘しました。貴職はこの指摘を受け、当該手続きが行政手続条例および憲法上の適正手続き（デュー・プロセス）を欠いた状態であることを認識しましたか。認識した上でなお、本手続きを強行する法的根拠を示してください。

2. 「存否応答拒否」による説明責任の回避について

貴庁は、私の表現活動に対する判断基準や適用根拠について、「存否応答拒否」を乱発しています。権力行使の根拠を秘匿することは、民主主義の根幹である「行政の説明責任」に対する背信行為です。本件において、貴庁は情報公開条例第10条を援用し、個人情報の保護や事務の適正な遂行への支障（第7条第2号、第6号、第7号）を理由に挙げていますが、市民の表現活動に対する行政の判断基準や法的根拠という、公的性質が極めて高い情報を、なぜ「事務



令和8年5月29日

沖縄県知事 玉城デニー殿

通告者：仲村 覚
沖縄県那覇市
連絡先：080-

著しく遵法精神の欠落した違法条例運営への抗議 及び意見陳述書提出留保通告

1. 通告の趣旨

私は、貴庁が現在進めている、私に対する不利益処分（沖縄県差別のない社会づくり条例第11条第1項に基づく氏名公表処分）に関し、令和8年4月22日付で「意見陳述書（弁明書）提出の留保の通告」を行い、貴庁の手続きにおける行政手続条例上の重大な瑕疵を指摘しました。しかし、貴庁は現在に至るまで、当該適法性の欠如および違法状態を是正することなく、手続きを強行しています。よって、改めてここに貴庁の著しく遵法精神の欠落した違法条例運営に抗議し、手続きの即時適正化および情報の開示がなされない限り、意見陳述書の提出を拒絶することを通告します。

2. 抗議及び意見陳述留保の理由

第一に、質問権の封殺および防御の機会の剥奪という明白な違法性

貴庁は本件不利益処分にあたり、私に対して弁明の機会を付与したと主張する。しかし、貴庁は当該処分の根拠となる事実や証拠を私に一切提示せず、その開示を求めた公文書開示請求（計13件）に対しても「存否応答拒否（条例第10条）」を繰り返している。処分の対象者にとって、何が処分の根拠であるかを把握し、それに対して具体的に質問を行うことは、自らの権利を守るための不可欠な防御手段である。しかるに貴庁は、私の質問権を実質的に封じ、適切な説明を一切拒絶している。処分の根拠すら示さず、かつ適正な手続き上の対話を遮断したまま「意見陳述書を提出せよ」と強要する手法は、私に保障されるべき憲法上の防御権および行政手続法が要請する反論権を、著しく侵害するものである。これは対話による解決を前提とした行政手続きを放棄した、独裁的な行政権の行使と断じざるを得ない。

第二に、適正手続の原則（行政手続条例第28条）の形骸化

処分の根拠を秘匿し、かつ対象者からの正当な質問を黙殺する姿勢は、行政手続条例が定める「適正手続の原則」に対する明白な背信行為である。民主的な法治行政において、行政権の行使は透明性が担保されて初めて正当性を持ち得る。疑問を抱くことさえ許さず、一方的に不利益を

